

文化庁文化財補助金交付規則

昭和43年12月26日
文化庁告示第6号
昭和47年6月2日文化庁告示第6号
昭和63年4月23日文化庁告示第4号
平成2年4月5日文化庁告示第3号
平成3年5月9日文化庁告示第3号
平成21年3月12日文化庁告示第8号
改 正

(趣 旨)

第1条 文化庁長官が行う文化財に関する補助金の交付（日本芸術文化振興会法（昭和41年法律第88号）の規定による日本芸術文化振興会に係るものを除く。以下「補助金の交付」という。）については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第250号。以下「令」という。）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和60年3月5日文部省告示第28号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申請書等)

第2条 令第3条第1項第5号に規定する各省各庁の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 補助金の交付の申請に係る事務又は事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業に係る文化財（以下「文化財」という。）の名称
- 二 補助事業の実施のために文化財の所在の場所を変更するときは、変更後の場所並びに補助事業の完了後復すべき所在の場所及びその時期
- 三 補助事業の着手の予定時期
- 四 その他参考となるべき事項

2 法第5条の申請書（以下「申請書」という。）は、文化庁長官が別に指定する提出期限までに文化庁長官に提出しなければならない。

3 令第3条第2項第6号に規定する各省各庁の長が定める事項は、次に掲げる書類に記載すべき事項とする。

- 一 補助事業に係る設計書及び設計図（補助事業の性質上これらの書類を添付しがたい場合には、補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書）
- 二 補助事業に係る収支の予算書
- 三 補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し、議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則の定める手続を経たことを証する書類
- 四 申請者の財政規模又は収支及び財産の状況を明らかにした書類で、次の表の左欄に掲げる区分に応じて定める同表の右欄に掲げる書類

左 欄	右 欄
申請者が地方公共団体であるとき	当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の前々年度の財政規模を記載した書類
申請者が地方公共団体以外の法人であるとき	当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度以前3年度分の収支及び財産の状況を明らかにした書類
申請者が法人以外の者であるとき	申請書を提出した日の属する年の前年分の収支及び財産の状況を明らかにした書類

五 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面

4 令第3条第3項の規定により同条第2項の添付書類中省略することができる書類は、同項第1号及び第4号に掲げる事項を記載した書類

(参考資料の提出等)

第3条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付のために参考となる書類を提出させ、又は説明を求めることができる。

(申請の取下げ)

第4条 法第9条第1項に規定する各省各庁の長が定める期日は、申請者が法第8条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告書)

第5条 法第14条の規定による補助事業実績報告書は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する国の会計年度が終了した日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合には文化庁長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合には都道府県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第16条第2項で準用する法第14条の規定による補助事業実績報告書について準用する。

附 則

1 この規則は、昭和43年12月26日から施行する。

2 この規則施行の際現に文化財保護委員会補助金交付規則（昭和39年文化財保護委員会規則第2号）の規定により文化庁長官に対してされている補助金の交付の申請は、この規則の相当規定によりされた補助金の交付の申請とみなす。